

第2次野々市市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

（地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画）

令和6年3月改定

野々市市

■目次

1. 計画の背景	1
(1) 気候変動の影響	1
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	1
2. 基本的事項	4
(1) 目的	4
(2) 対象とする範囲	4
(3) 対象とする温室効果ガス	4
(4) 計画期間	4
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	4
3. 温室効果ガスの排出状況	6
(1) 基準年度の温室効果ガス排出量	6
(2) 温室効果ガス排出量の推移	8
4. 温室効果ガスの排出削減目標	9
(1) 目標設定の考え方	9
(2) 温室効果ガスの削減目標	9
5. 目標達成に向けた取組	10
(1) 取組の基本方針	10
(2) 具体的な取組内容	10
6. 推進、点検、評価及び進捗状況の公表	15
(1) 推進体制	15
(2) 点検及び評価	15
(3) 進捗状況の公表	15

1. 計画の背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大气、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和 3 (2021) 年 6 月、国・地方脱炭素実現会議 において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021 年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5 年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標	
		14.08	7.60	▲46%	▲26%	
エネルギー起源CO ₂	エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%	
	部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
		業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
		家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
		運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
		エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%	
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%	
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)	
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-	

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

2021 年 10 月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を 2030 年度までに 50%削減（2013 年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を 2025 年度までに 95%、2030 年度までに 100%とすることを目指すとしています。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体は、2023 年 12 月末時点においては 1,013 自治体に上ります。

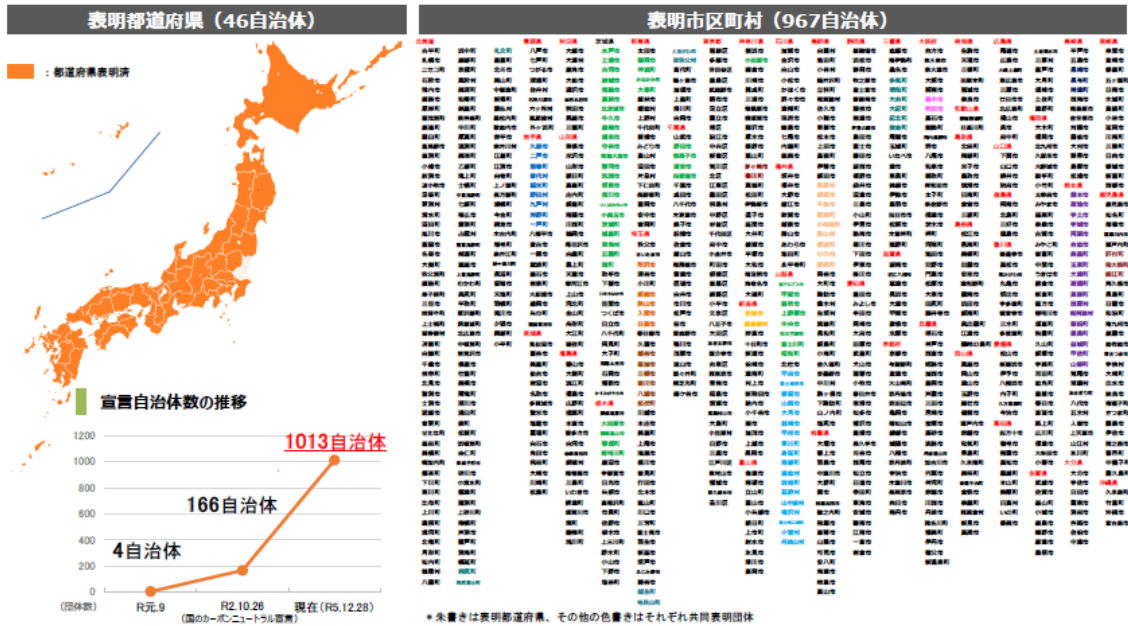


図 1 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体

出典：環境省「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」

2. 基本的事項

(1) 目的

野々市市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「野々市市事務事業編」と言う。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、野々市市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

野々市市事務事業編の対象範囲は、野々市市の全ての事務・事業とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

野々市市には下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、CH₄や N₂O 等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、野々市市事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

2022（令和 4）年度から 2030（令和 12）年度末までを計画期間とします。また、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、計画期間中において必要な見直しを行うものとします。

項目	年度									
	2013	…	2022	2023	2024	2025	2026	…	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始						目標年度	
計画期間			→							

図 2 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

野々市市事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画、野々市市第二次総合計画及び野々市市環境基本計画に即して策定するとともに、野々市市カーボンニュートラル推進プラン（第 2 次野々市市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））（以下「野々市市区域施策編」と言う。）と合わせて、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進します。

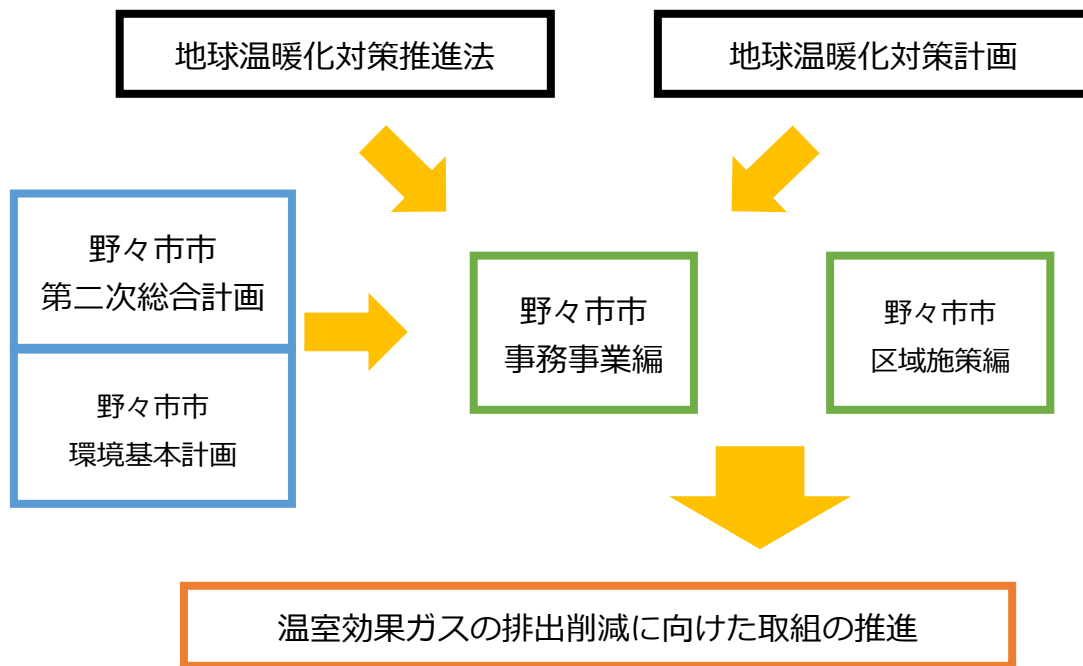


図 3 野々市市事務事業編の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 基準年度の温室効果ガス排出量

実行計画の基準年度（平成25（2013）年度）の温室効果ガス総排出量は次表のとおりです。

表 2 基準年度（平成 25（2013）年度）の温室効果ガス総排出量

施設区分	二酸化炭素排出量 (Kg-CO ₂)	比率 (%)	主な施設
庁舎	900,796	13.9%	市役所庁舎、保健センター
児童福祉施設	315,312	4.9%	市立保育園、本町児童館、子育て支援センター菅原
高齢者福祉施設	154,954	2.4%	老人福祉センター椿荘、いきがいセンター矢作、いきがいセンター御経塚
都市施設	1,798,537	27.7%	上水道施設、JR野々市駅周辺施設(交遊舎等)、消防防災施設
学校教育施設	1,644,326	25.3%	小・中学校、給食センター、教育センター
社会教育施設	694,350	10.7%	公民館、図書館、女性センター、文化会館
保健体育施設	906,515	14.0%	市民体育館、スポーツランド、スポーツセンター
車両	71,393	1.1%	公用車、消防車両
計	6,486,183	100.0%	

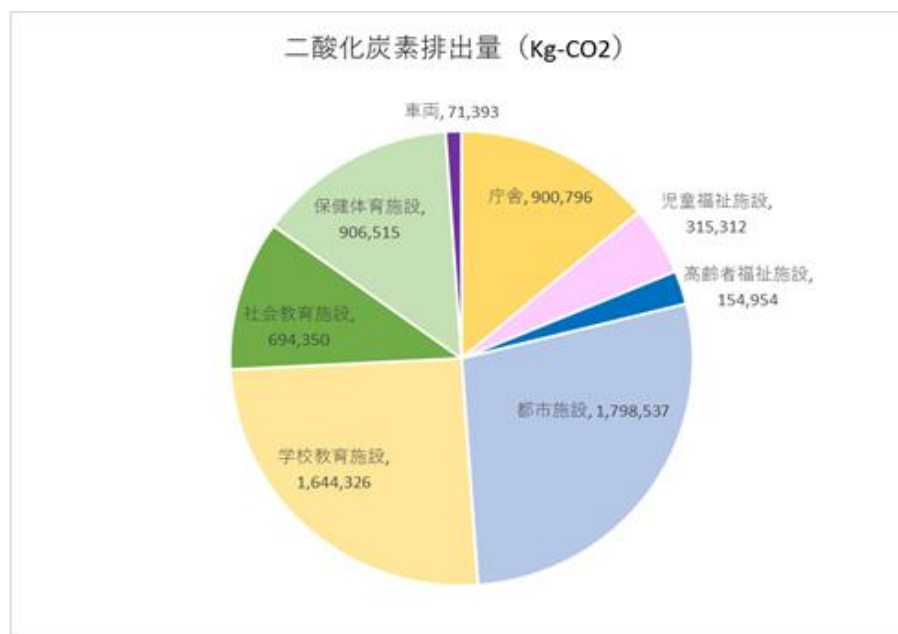


図 4 基準年度（平成 25（2013）年度）の温室効果ガス総排出量

基準年度（平成25（2013）年度）の温室効果ガス排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の83.1%を占め、次いでA重油の使用が9.6%、灯油が4.6%となっています。

表 3 基準年度（平成 25（2013）年度）の温室効果ガス排出量の排出要因別

要因区分	二酸化炭素排出量 (Kg-CO ₂)	比率 (%)	主な用途
電 気	5,392,568	83.1%	動力機器、照明、空調設備、事務機器用
A 重 油	624,761	9.6%	空調設備用
灯 油	298,422	4.6%	空調設備、暖房器具、給湯用
L P G	99,039	1.5%	給湯、調理器具用
ガ ソ リ ン	51,019	0.8%	公用車、消防車両用
軽 油	20,374	0.3%	公用車、消防車両用
計	6,486,183	100.0%	

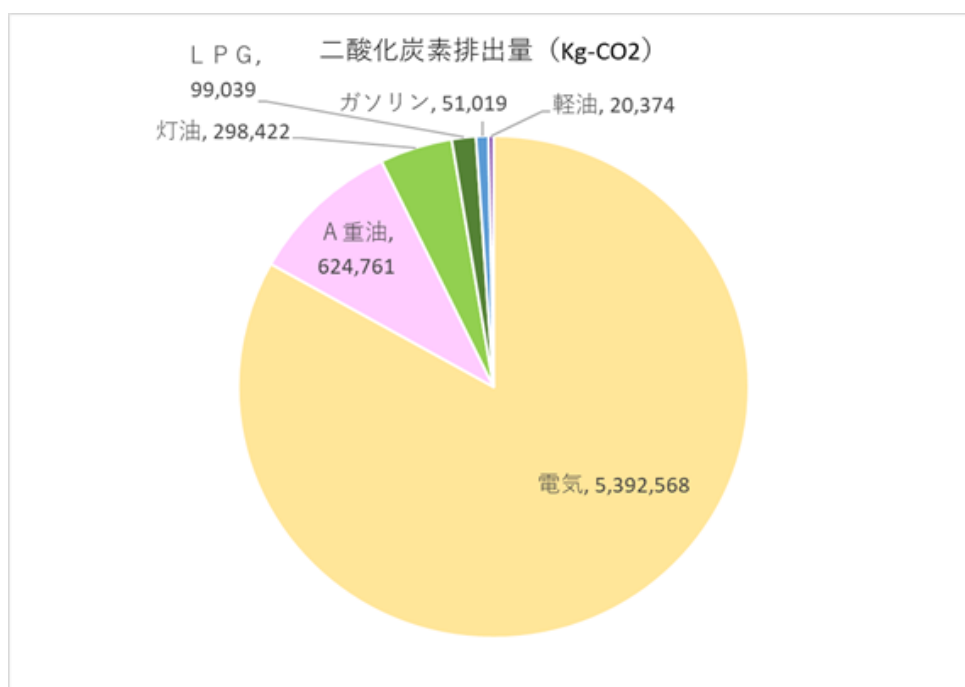


図 5 基準年度（平成 25（2013）年度）の温室効果ガス排出量の排出要因別

(2) 温室効果ガス排出量の推移

第1次野々市市地球温暖化対策実行計画の基準年度である平成20(2008)年度から令和4(2022)年度までの温室効果ガスの排出量の推移は次のとおりで、平成24(2012)年度をピークに減少傾向にあります。

電気の排出係数も同様に平成24(2012)年度をピークに減少傾向にあります。令和2年度以降は増加しています。

なお、平成23年度以降に排出量が急増しているのは、原発事故を受けて原子力発電が停止し、ベース発電が火力発電に依存し、電気の排出係数(下図オレンジ色の線)が大幅に増加したことが要因です。

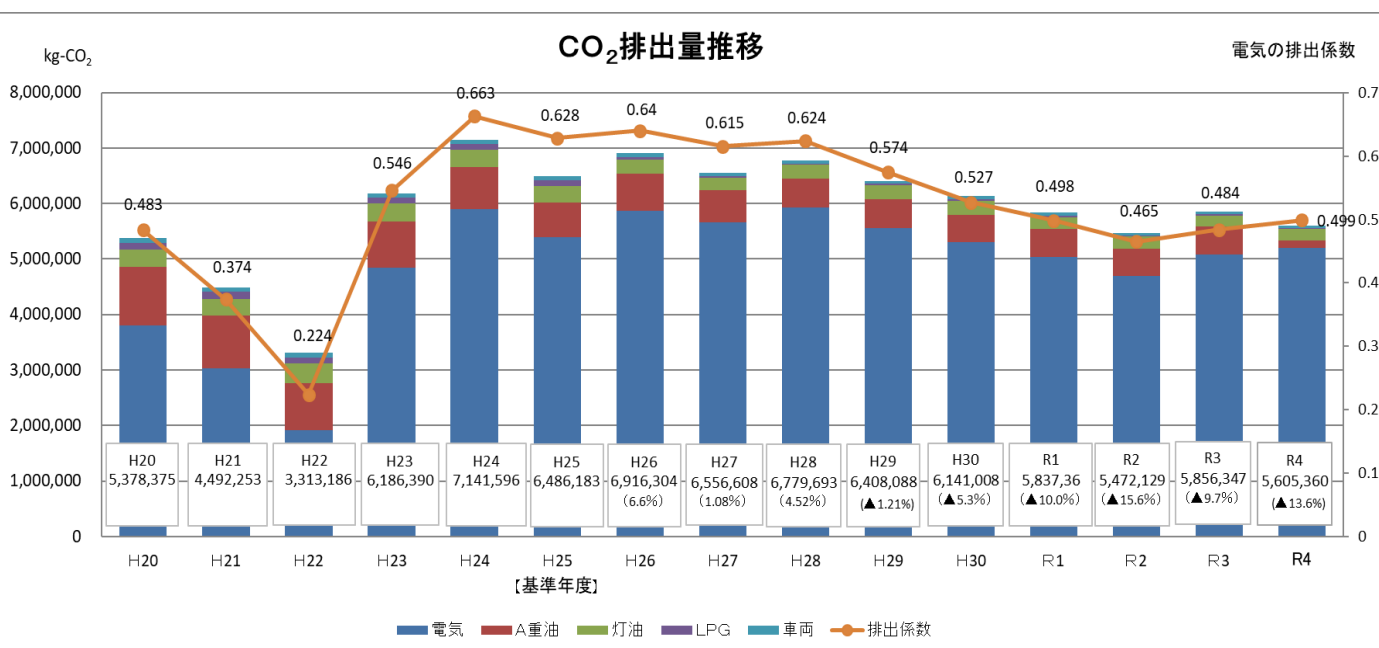


図6 温室効果ガス排出量の推移

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画及び石川県環境総合計画等を踏まえて、野々市市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で51%削減することを目標とします。

表 4 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	6,486,183 kg-CO ₂	3,178,000 kg-CO ₂
削減率	-	51%

区分	基準年度排出量 平成 25（2013）年度 (kg-CO ₂)	目標年度排出量 令和 12（2030）年度 (kg-CO ₂)	増減率
電 気	5,392,568	2,672,800	▲50%
A 重 油	624,761	306,200	▲51%
灯 油	298,422	146,200	▲51%
L P G	99,039	19,800	▲80%
ガ ソ リ ン	51,019	25,000	▲51%
軽 油	20,374	8,000	▲61%
計	6,486,183	3,178,000	▲51%

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガス排出量削減のため、次の7項目に取り組みます。

- ① 燃料使用量の削減
- ② 電気使用量の削減
- ③ 公用車燃料使用量の削減
- ④ 水の使用量の削減
- ⑤ 紙類使用量の削減
- ⑥ グリーン購入の推進
- ⑦ 廃棄物発生量の抑制

(2) 具体的な取組内容

政府実行計画では、表5に示された取組が示されています。本市においては、「太陽光発電の最大限の導入」及び「LED照明の導入」を重点的な取組として位置付けます。

表5 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上 に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに 新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、 新規導入・更新については2022年度以降全て電動車 とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに 全て電動車 とする。
LED照明の導入	既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに 100% とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上 を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+Renewable を徹底し、 サーキュラーエコノミーへの移行 を総合的に推進する。

(A)職員一人ひとりの心がけによる取組み

<p>① 燃料消費量の削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス給湯器は、使用後種火を消す。 ・お湯の沸かしすぎ(量、温度、時間)をやめる。 ・ストーブ等暖房機器の使用を控える。
<p>② 電気使用量の削減</p>	<p>ア 電気製品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休憩時間、外出時等は、事務用パソコンの電源を切る。 ・一時的に自席を離れるときは、事務用パソコンのディスプレイの電源を切る。 ・退庁時には、電気機器の電源を切る又はコンセントから電気機器のプラグを抜く。 ・機器の節電モード等の機能を活用する。 ・電気ポットやコーヒーマーカーの使用時間を調整する。 ・トイレのハンドドライヤー(温風乾燥機)の使用を控える。 ・冷蔵庫使用の適正(詰め過ぎや扉の開けっ放しをしない)に努める。 ・OA機器の個人的使用は厳に慎む。 ・個人所有の扇風機、足温器、携帯電話充電器等の電気機器は使用しない。 <p>イ 照明機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執務時間以外は、支障がない限り消灯する。 ・休憩時間は、窓口を除き消灯する。 ・執務時間後は早期の退庁に努め、特にノー残業デーの執務時間後は一斉消灯する。 ・更衣室、書庫等は、使用時以外は消灯する。 ・廊下、ロビー、階段、トイレ等の共用部分は、支障がない限り消灯する。 ・ブラインド、カーテンの調整により自然光を活用する。 <p>ウ 空調機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クールビズ、ウォームビズを励行する。 ・冷暖房温度設定(夏季は28℃、冬季は19℃)を厳守する。 ・使用時間帯の短縮に努める。 ・ブラインド、カーテンの活用により冷暖房効率を向上させる。 <p>エ 動力機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの使用を控える。 <p>オ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費機器の使用時間の短縮に努める。 ・効果的かつ計画的な事務処理により、時間外勤務の縮減に努める。

<p>③ 公用車燃料使用量の削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブ運転を徹底する。 (暖機運転の抑制、アイドリングストップ、急発進・急加速の抑制、経済速度走行等) ・不要なアイドリングはしない。 ・車から離れる時は必ずエンジンを切る。 ・効率的なルートを走行する。 ・より低燃費な車種または低公害車の優先使用に努める。 ・出張時等の相乗りに努める。 ・公共交通機関や公用自転車を利用する。 ・積載物の減量に努める。
<p>④ 水の使用量の削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な節水を励行する。 (水道を流しっ放しにしない、洗い物は汲み置き水を使用する、蛇口の閉めを確認する)
<p>⑤ 紙類使用量の削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種印刷物や会議資料の簡素化、縮小化に努め、必要部数の精査を行う。 ・資料の個人保存をなくし、共通文書ファイルを活用する。 ・ファクシミリ送信票はできる限り省略し、余白の活用に努める。送信票を作成する場合は、使用済み用紙の裏面を活用する。 ・電子メールの利用を促進する。 ・両面印刷、裏面コピー、使用済み封筒の再使用を徹底する。 ・ミスコピー、ミスプリントを削減するため、コピー機等の印刷設定の確認及び使用後設定はクリア又はリセットの確認をする。
<p>⑥ グリーン購入の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク商品、グリーンマーク商品等環境負荷が少ない製品を購入、使用する。 ・簡易包装された製品を購入する。 ・詰め替え可能な製品を購入する。 ・リサイクルの仕組みが確立している製品を購入する。 ・再利用、長期使用が可能な製品を購入する。
<p>⑦ 廃棄物発生量の抑制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人として購読する新聞、雑誌及び飲食等に伴うごみは持ち帰りを励行する事務用品(ファイル、バイダー等)や備品類は再利用による長期利用に努める。 ・新聞、書籍等は、必要量以上購入しない。 ・使用済み封筒の再利用に努める。 ・廃棄物の分別排出を徹底する。 ・使い捨て製品(弁当容器、紙コップ、ペーパータオル、割り箸等)の使用は極力控える。 ・過剰包装された製品の購入を控える。 ・シュレッダーの使用は避け、機密処理を行う。 ・廃棄される用紙類、調理に伴う生ごみの減量化に努める。 ・各種イベントにおける廃棄物の分別、減量化に努める。

(B)施設、設備管理上での取組み

<p>① 燃料消費量の削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房温度設定(夏季は 28℃、冬季は 19℃)を適正に管理する。 ・ボイラー等エネルギー供給設備の運転期間、運転時間の見直しにより使用時間を短縮する。 ・施設を新築(改修、改築を含む。)する場合は、省エネ性能の向上を図り、レジリエンス向上も兼ね、創エネ(再エネ)設備、畜エネ設備の導入を検討する。 ・太陽光発電、コージェネレーションシステム、小水力発電、太陽熱温水器、地中熱ヒートポンプなどの新エネルギーを活用した設備を導入する。 ・環境負荷が少ない燃料への転換に努める。 ・燃料使用量の見える化を行い、職員・利用者に使用量削減の意識を定着させる。
<p>② 電気使用量の削減</p>	<p>ア 電気製品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費効率の高い製品を導入する。 ・省エネルギー型のOA機器を導入する。 ・用途に応じた適正規模の機器選択を行う。 ・自動販売機の設置台数を見直し、エネルギー消費の少ない自動販売機を導入する。 <p>イ 照明機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LED照明灯、インバーター器具、タイマー制御、自動照度調節、人感センサーなどの高効率照明器具、省エネルギー型機器を導入する。 ・支障がない限り、蛍光管等を取り外す。 ・不要照明は消灯する。 ・自然光の採光に配慮する。 <p>ウ 空調機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房温度設定(夏季は 28℃、冬季は 19℃)を適正に管理する。 ・ボイラー等エネルギー供給設備の運転期間、運転時間の見直しにより使用時間を短縮する。 ・出入口の開放禁止、空調吹き出し口に物を置かない等の空調効率に配慮する。 ・空調設備の定期点検(フィルター清掃)を実施する。 ・ブラインド、カーテンの活用により冷暖房効率を向上させる。 ・公共施設の敷地、壁面、屋上の緑化に努める。 <p>エ 動力機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター、給水ポンプの適正運転に努める。 <p>オ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費機器の使用時間の短縮を努める。 ・施設における使用量の把握及び管理を行う。 ・洗面用の温水使用を削減する。 ・ノーネクタイ実施期間を気候に応じて柔軟に対応する。 ・ノー残業デーの実施日を拡大する。 ・電気使用量の見える化を行い、職員・利用者に使用量削減の意識を定着させる。 <p>・その他有効な削減策を保守点検業者に仰ぎ実践する。</p>

<p>③ 公用車燃料使用量の削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の更新の際には、電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHEV)等の電動車の導入を促進する。 ※電動車とは、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、ハイブリッド自動車(HV)のこと。 ・オイル交換、タイヤの空気圧等を適正に管理する。 ・台数の見直しを行う。 ・エコドライブを推進する。
<p>④ 水の使用量の削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・節水型製品を導入する。 ・トイレ用水の水量調節を行う。 ・トイレ擬音機器を導入する。 ・水道水圧の調節を行う。 ・洗面所の弁調整、自動水栓を導入する。 ・水漏れ点検を徹底する。 ・融雪を効率的に行い水の使用を抑制する。 ・芝生や植樹などへの散水を効率的に行い水の使用を抑制する。 ・雨水利用設備の導入に努める。
<p>⑤ 紙類使用量の削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙配合率の高い用紙を使用する。 ・白色度の低い製品を使用する。 ・文書管理システムにおける電子決裁機能を使用する。 ・庁内外への照会等には庁内LAN・電子メールを活用する。 ・コピー機に、ミスコピー用紙の裏面専用用紙トレイを設定する。 ・会議はペーパーレスで実施する。
<p>⑥ グリーン購入の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク商品、グリーンマーク商品等環境負荷が少ない製品を購入、使用する。 ・簡易包装された製品を購入する。 ・詰め替え可能な製品を購入する。 ・リサイクルの仕組みが確立している販売製品を購入する。 ・再利用、長期使用が可能な製品を購入する。
<p>⑦ 廃棄物発生量の抑制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別排出を徹底する。 ・製品の修繕による長寿命化を図る。 ・建設廃棄物の再資源化に努める。 ・生ごみ処理機の導入によるごみの減量化を図る。 ・使い捨て製品(弁当容器、紙コップ、ペーパータオル、割り箸等)の使用は極力控える。 ・過剰包装された製品の購入を控える。 ・廃棄される用紙類、調理に伴う生ごみの減量化に努める。 ・各種イベントにおける廃棄物の分別、減量化に努める。 ・廃棄物情報の調査・周知を行う。 ・作業服など繊維製品について再生PET樹脂使用製品を採用する。

6. 推進、点検、評価及び進捗状況の公表

(1) 推進体制

「地球温暖化対策推進本部」、「地球温暖化対策推進員」及び「事務局」を設け、実行計画の着実な推進と進行管理を行います。

① 地球温暖化対策推進本部（推進本部）

市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長、部長を本部員として組織し、実行計画の策定、見直し及び実行計画の点検、評価を行います。

② 地球温暖化対策推進員（推進員）

施設管理担当課に推進員を1名置き、実行計画の推進及び進捗状況を把握し、事務局と連携して、実行計画の総合的な推進を図ります。

③ 事務局

事務局を地球温暖化対策所管部署に置き、実行計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

(2) 点検及び評価

① 点検

事務局は、「目標達成に向けた取組」の推進を全庁に対して呼びかけるとともに、その進捗を推進本部へ報告する。

② 評価

推進本部は、実行計画に掲げる削減目標の達成のため、点検の結果を評価する。

③ 提案の募集

推進本部は、市の事務・事業に関する地球温暖化対策を積極的に推進するため、効果的な取組みの提案を募集し、積極的な導入に努める。

(3) 進捗状況の公表

実行計画の進捗状況及び温室効果ガス排出量について、市ホームページ等により公表する。